

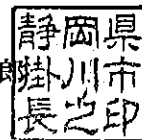


掛川市告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年12月23日

掛川市長 松井 三



1. 大字板沢字板沢山に編入する区域

大字板沢字姥ヶ沢291の1、291の2、291の6、293、294、295の2、295の4、295の5、302の2、302の3、303から306まで、307の1、307の2、308から310まで、311の1から311の3まで、大字板沢字諏訪ノ原367の11から367の13まで、367の23から367の29まで、大字板沢字坂下401、402の1、402の3、422、大字板沢字諏訪ノ沢403から406まで、407の1から407の4まで、408、409の1、409の2、411、413から415まで、大字板沢字女首り416の1から416の3まで、大字板沢字長沢417の1、417の2、418、419の1から419の3、420の1、420の2、421、大字板沢字柳沢423、424、436から440まで、441の1から441の3、442の1、442の2、443の1から443の3まで、444の1から444の4まで、445、大字板沢字柳沢小谷425から429、大字板沢字中山430から435まで

2 変更年月日

令和2年12月18日